

事 務 連 絡
令和4年10月26日

新型コロナウイルスワクチン
接種医療機関の長 様

呉市福祉保健課長

新型コロナウイルスワクチン接種を時間外・休日に行った場合の接種費用の上乗せに係る請求様式等について（通知）

このことについては、令和3年12月1日付けで通知したところですが、新型コロナウイルスワクチンの予防接種期間が令和5年3月31日まで延長されたことに伴い、令和4年10月期以降の請求書様式を作成しましたので改めて通知します。

引き続き医療機関等においてやむを得ない理由等により、旧様式の予診票を用いて費用請求する場合は、通常の接種費用はV-SYSを活用して国保連へ請求する一方、時間外・休日加算分は、同様式を用いて呉市へ行うこととなります。

1 提出物

請求書（様式1）及び実績報告書（様式2）

2 請求額

時間外：730円×接種回数＋消費税

休日：2,130円×接種回数＋消費税

※ 予診の結果、接種をしなかった（「予診のみ」で請求した）場合、整合性を前提に、回数に含めることが可能

3 請求期間等

(1) 請求期間：接種期の翌月1日～翌月末日

(2) 支払期間：審査を終えた日の属する月の翌月末まで（請求月の翌々月末まで）

4 請求・問合せ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市福祉保健課 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業PT

担当：松田（電話25-5677）